

公立学校共済組合札幌宿泊所消防用設備等保守点検業務処理要領

1. 業務概要

(1) 業務名

公立学校共済組合札幌宿泊所消防用設備等保守点検業務

(2) 業務場所

ホテルライフオート札幌（札幌市中央区南10条西1丁目）

2. 業務の目的

消防法、建築基準法及び札幌市火災予防条例その他関係法令を遵守し、当該防火対象物の消防用設備等を常に良好かつ適正な機能を維持するとともに、その結果を法令等に基づき札幌市長並びに消防署長あて報告するものとする。

3. 業務の履行及び条件

- (1) 保守点検業務は契約期間中に、外観機能点検業務を9月まで、総合点検業務を翌年3月までに各1回実施するものとする。
- (2) 点検業務は実施前に当該担当者と打ち合わせを行い、日時及び作業手順を確認の上実施すること。
- (3) 各点検業務終了後、点検結果を所定の様式により必要書類を添付し、その都度報告し了承を得ること。
- (4) 毎回の点検完了の際、設備の機能が万全で異常を認められないときは、適正な点検を実施した証として「賠償責任保険加入済点検済証」又は同等以上の点検済証を所定の位置に貼付すること。
- (5) 当該設備に異常が発生した場合、速やかに調査し対応できる保守体制であること。
- (6) 業務場所で定期または臨時に実施する消防避難訓練等において、参加協力できる体制を構築すること。

4. 対象設備及び数量

別表のとおり

5. その他特記事項

- (1) 点検に必要な機器、工具、消耗品等は、すべて受託者の負担とする。
- (2) 業務に従事する技術員については、予め氏名、資格等を届出し、承認を得るものとする。
- (3) 業務の実施にあたって、受託者の過失により生じた設備の故障、破損、事故等の一切は、受託者において処理する。
- (4) 本仕様書に明記のない事項については、事前に協議の上定めるものとし、軽微な変更については、受託金額内で実施すること。